

証券コード5928
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株主各位

大阪市北区大淀中1丁目1番30号

アルメタックス株式会社

代表取締役社長 村治俊哉

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第60期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.almetax.co.jp/ir_general_meeting



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「アルメタックス」または証券コード「5928」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区大淀中1丁目1番88号

梅田スカイビルタワーイースト 36階「スカイルーム1」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

第60期（2023年4月1日から2024年3月31日）事業報告並びに計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

（報告事項及び決議事項の内容につきましては、次頁以下に記載のとおりであります。）

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

第60期事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、インバウンド需要や個人消費の回復、企業の生産活動の進展など経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、大幅な為替変動や資源価格の高騰によるインフレの長期化に加え、中国経済の停滞、ウクライナおよび中東情勢などの地政学リスクへの警戒感が高まり、先行き不透明な状況が続いております。

国内の住宅建材市場におきましても、資材高騰で住宅価格が高止まりする中、物価上昇による消費マインド悪化により、新設住宅着工戸数は前年より減少しました。

このような状況のなか、売上高につきましては、主力製品である新設住宅用建材の受注が減少した一方、リフォーム用建材の受注が増加したものの、主力製品の売上高減少を補うまでには至らず、前年同期を下回る結果となりました。

利益面では、経費の抑制や生産性の向上による原価の低減に努めるものの、売上高減少による利益圧迫に加え、燃料費や原材料費の高騰の影響により営業損失となり、また経常利益、当期純利益は前年同期を大きく下回る結果となりました。

その結果、売上高につきましては、94億1千9百万円（前年同期は96億5千8百万円、2.5%減）となりました。

利益面につきましては、営業損失で3千2百万円（前年同期は営業利益で2億1千6百万円）、経常利益で9千9百万円（前年同期は3億4千万円、71.0%減）、当期純利益で7千7百万円（前年同期は2億6千9百万円、71.1%減）となりました。

次期におきましては、新設住宅着工戸数の伸び悩み、原材料価格等の高騰が続くものと見込まれますが、既存製品の受注堅持、新規取引先の獲得並びに新製品の更なる開発に注力してまいります。また生産性の改善、業務の合理化、製品の価格交渉等収益構造の改革に全社を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 売 上 高

(単位：千円)

住 宅 建 材 部 門	金 額	構 成 比	対前期比
	9,419,062	100.0%	△2.5%

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億3千3百万円であり、その主なものは、住宅建材の新製品生産用設備、既存製品の生産用設備の更新等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持株又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 57 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第 58 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第 59 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第60期(当期) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売 上 高(千円)	9,028,066	9,541,712	9,658,002	9,419,062
経 常 利 益(千円)	75,894	400,386	340,900	99,031
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)(千円)	△729,053	353,475	269,218	77,890
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 純 損 失(△)(円)	△70.75	34.21	25.96	7.49
総 資 産(千円)	10,640,342	11,061,828	11,456,864	12,205,885
純 資 産(千円)	8,383,188	8,552,677	8,864,528	9,403,222
1 株 当 た り 純 資 産(円)	813.51	827.07	854.16	903.19

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

住 宅 建 材 部 門……サッシ、ドア、エクステリア・インテリア製品等の製造販売

(11) 事 業 所

本 社	大阪市北区大淀中1丁目1番30号
東京支店	東京都新宿区岩戸町17番地 文英堂ビル5階
工 場	滋賀工場 滋賀県栗東市 関東工場 茨城県古河市 山口工場 山口県山口市 静岡工場 静岡県掛川市 栗東資源循環センター 滋賀県栗東市 東北センター 宮城県加美郡色麻町

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
345名	15名減	45.7歳	18.4年

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,411,125株（自己株式1,501,390株を除く）
- (3) 株 主 数 2,999名（前期末比8名減）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
積水ハウス株式会社	3,740,447 株	35.93 %
積水化学工業株式会社	703,910	6.76
アルメタックス従業員持株会	462,586	4.44
遠山和子	150,000	1.44
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	126,900	1.22
株式会社みずほ銀行	121,583	1.17
株式会社三菱UFJ銀行	121,574	1.17
須藤智巳	104,300	1.00
力ネ工ム工業株式会社	100,000	0.96
第一生命保険株式会社	100,000	0.96

(注) 持株比率は、自己株式(1,501,390株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役を対象として、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与することを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、社外取締役を除く取締役3名に対し、27,229株交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼社長執行役員	村 治 俊 哉	
取 締 役	瀬 岡 峰 也	清和法律事務所 弁護士
取 締 役	渡 部 健	
取締役兼副社長執行役員	矢 田 肇	新規事業推進、技術、生産部門担当
取締役兼常務執行役員	綱 島 甲 二	営業、調達担当兼営業本部長
常 勤 監 査 役	山 元 秀 和	
監 査 役	大 西 一 嘉	
監 査 役	佐 野 俊 之	

- (注) 1. 取締役瀬岡峰也氏及び渡部健氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大西一嘉氏及び佐野俊之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山元秀和氏及び監査役清家由和氏は、2023年6月29日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了につき退任いたしました。
4. 2023年6月29日開催の第59期定時株主総会において、綱島甲二氏が取締役に、山元秀和氏が監査役に選任され就任いたしました。
5. 2024年4月1日より、取締役兼副社長執行役員新規事業推進、技術、生産部門担当矢田肇氏は、取締役兼副社長執行役員生産・施工部門担当、取締役兼常務執行役員営業、調達担当兼営業本部長綱島甲二氏は、取締役兼常務執行役員営業・技術開発部門担当兼営業本部長にそれぞれ就任しております。
6. 取締役瀬岡峰也氏及び渡部健氏並びに監査役大西一嘉氏及び佐野俊之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社と常勤監査役山元秀和氏は、2023年6月29日より、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
当社の常勤監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績に対する取締役の責任を明確にしたうえで、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営指標の達成度合いに応じて算出された額を毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬等の基準となる経営指標は当期の経常利益見込及び当期純利益見込を勘案して、目標値の達成度合いにより決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。当事業年度の経常利益及び当期純利益は、

1. (8) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式とし、その内容等について以下とおりとする。

(a) 株式報酬の内容

事前交付型譲渡制限付株式とし、事前に譲渡制限を付した株式を交付し、対象取締役が将来退任した後にこの譲渡制限を解除する。また、対象取締役は、この制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受ける。

(b) 交付する株式の数の算定方法

交付のため発行又は処分する当社普通株式の総数は対象取締役について年40千株以内とし、株式報酬交付のため対象取締役に対して支給する金銭報酬総額は、年額10百万円以内とする。対象取締役各人にに対する株式報酬の割当については、取締役会で別途定める「譲渡制限付株式報酬規程」において決定する。

(c) 報酬等を与える時期

毎年6月の取締役会において、対象取締役に対する株式の割当てを決定して、同年7月に交付する。

5. 基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合

基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合については、業績や取締役報酬、各個人の評価等を総合的に勘案のうえ、取締役会にて適宜決定する。なお、代表取締役と他の取締役による構成比の違いはない。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた評価配分とする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,614 (12,000)	83,364 (12,000)	—	8,250 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	30,000 (12,000)	30,000 (12,000)	—	—	4 (2)
計	121,614	113,364	—	8,250	10

- (注) 1. 上記報酬額には、執行役員（使用人）を兼務している取締役は、執行役員報酬を含めております。
 2. 業績連動報酬等については「業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に基づきこれを決定しておりますが、第60期については今期の業績により、業績連動報酬等を支給しないものといたしました。
 3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。
 4. 当社の取締役及び監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第43期定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額を年額2億3千万円以内（うち社外取締役分3千万円以内）、監査役の報酬額を年額6千万円以内としております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役1名）、監査役の員数は3名であります。
 5. 当社の取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式の報酬は、2021年6月29日開催の第57期定時株主総会決議に基づき、年額1千万円以内としております。また、他の取締役報酬と合わせた取締役の報酬額は、現行の報酬額と同じ年額2億3千万円内となります。なお、当該定時株主総会終結時点で当該決議に係る取締役の員数は3名であります。

(4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬については、取締役会において決議した決定方針に則った決定方法・内容であるため、報酬内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会において代表取締役社長村治俊哉に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を受けております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うのは代表取締役が最も適しているからであります。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	会社名	役職名
取締役	濱岡峰也	清和法律事務所	弁護士

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会	監査役会
取締役 濱岡峰也	12回中12回出席	—
取締役 渡部健	12回中12回出席	—
監査役 大西嘉	12回中12回出席	13回中12回出席
監査役 佐野俊之	12回中12回出席	13回中13回出席

(注) 各社外取締役及び各社外監査役は、公正な意見の表明を行い、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。濱岡取締役は社外取締役として期待した役割どおり、主に取締役会において内部統制の監督やチェックによる透明性の向上や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂いております。渡部取締役は社外取締役として期待した役割どおり、主に取締役会において経営の監督や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂いております。また、各社外監査役は、監査役会においては、社外監査役の立場で適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときには限られます。

(5) 当社の親会社又は親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

26,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益

26,800千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意しました。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(8) 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりであります。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について下記のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守するための倫理行動基準を制定し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署において、規則、ガイドラインの策定と研修を行う。
- (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
- (3) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置く。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (5) 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する情報についての社内報告体制を整備し運用する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性・公正性を維持した的確な対処の体制を整備することとする。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適切に保存、管理する。

また、情報管理については、情報セキュリティや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ① 製造・物流及び製品
 - ② 販売・仕入
 - ③ 財務・経理

(2) リスク管理対象の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役の決定に基づく業務執行については、組織分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を置く等しかるべき対応をとることとする。

6 上記5の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事については、事前に監査役の意見を聞くことと共に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保することとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に著しい影響を与える事項について監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役は必要に応じて代表取締役と経営方針、対処すべき課題、監査上の課題等について意見交換を行うほか、会計監査人から財務に関する報告を求める。

なお、監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するものとする。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 内部統制システム全般

当社は、監査室による監査を通じて、内部統制システム全般の評価及び改善を行っております。

2 コンプライアンス

当社は、「倫理行動基準」を定め全社員に周知するとともに、「アルメタックス株式会社人権方針」を定め、社員教育を通じて、法令を遵守するための取組みを継続的に行っております。

3 損失の危険の管理

当社は、リスク管理体制の強化・推進に努めるとともに、経営に重大な影響を与える損失発生のリスクを定期的に見直し、必要に応じた対応を行っております。

4 取締役の職務の執行

取締役会は12回開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行いました。重要案件については、経営会議を開催し、取締役会決議に先立ち意見交換を行いました。また、当社では、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を区分して、経営の効率化を図っております。

5 監査役の職務の執行

監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行いました。また、監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等と意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                 |            |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| 科 目             | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
| 流 動 資 産         | 6,213,327  | 流 動 負 債                 | 1,858,783  |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,072,573  | 支 払 手 形                 | 277,909    |
| 受 取 手 形         | 68,436     | 電 子 記 録 債 権             | 500,569    |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,821,648  | 買 未 掛 金                 | 640,913    |
| 壳 掛 金           | 937,993    | 未 払 金                   | 163,145    |
| 商 品 及 び 製 品     | 242,836    | 未 払 費 用                 | 54,555     |
| 仕 掛 品           | 7,096      | 未 払 消 費 税 等             | 5,745      |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品 | 737,456    | 前 受 金                   | 30,105     |
| 前 払 費 用         | 23,804     | 預 金                     | 15,070     |
| 未 収 入 金         | 296,307    | 賞 与 引 当 金               | 157,500    |
| そ の 他           | 7,576      | 製 品 保 証 引 当 金           | 4,955      |
| 貸 倒 引 当 金       | △2,403     | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 8,312      |
| 固 定 資 産         | 5,992,558  | 固 定 負 債                 | 943,880    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,288,425  | 繰 延 税 金 負 債             | 639,429    |
| 建 構 築 物         | 629,573    | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 132,047    |
| 機 械 及 び 装 置     | 2,360      | 退 職 給 付 引 当 金           | 170,240    |
| 車両 運 搬 具        | 33,497     | そ の 他                   | 2,163      |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 14,988     | 負 債 合 計                 | 2,802,663  |
| 土 地             | 69,306     | 純 資 産 の 部               |            |
| 建 設 仮 勘 定       | 1,454,081  | 株 主 資 本                 | 7,630,840  |
| 無 形 固 定 資 産     | 84,618     | 資 本 本 金                 | 2,160,418  |
| 借 地 権           | 17,311     | 資 本 剰 余 金               | 2,588,152  |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 7,977      | 資 本 準 備 金               | 2,233,785  |
| そ の 他           | 9,160      | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 354,367    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 173        | 利 益 剰 余 金               | 3,255,132  |
| 投 資 有 価 証 券     | 3,686,820  | 利 益 準 備 金               | 340,169    |
| 関 係 会 社 株 式     | 1,679,726  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,914,963  |
| 長 期 前 払 費 用     | 1,928,220  | 別 途 積 立 金               | 2,700,000  |
| そ の 他           | 5,407      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 214,963    |
| 貸 倒 引 当 金       | 77,239     | 自 己 株 式                 | △372,863   |
| 資 产 合 计         | △3,773     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,772,381  |
|                 | 12,205,885 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,714,371  |
|                 |            | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 58,010     |
|                 |            | 純 資 産 合 计               | 9,403,222  |
|                 |            | 負 債 及 び 純 資 産 合 计       | 12,205,885 |

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |                  |
|-----------------------|---------|------------------|
| 売 上 高                 |         | 9,419,062        |
| 売 上 原 価               |         | 7,882,560        |
| 売 上 総 利 益             |         | <b>1,536,501</b> |
| 販売費及び一般管理費            |         | 1,568,721        |
| 営 業 損 失               |         | <b>△32,219</b>   |
| 営 業 外 収 益             |         |                  |
| 受 取 利 息               | 352     |                  |
| 受 取 配 当 金             | 120,554 |                  |
| 仕 入 割 引               | 4,061   |                  |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 7,356   | 132,324          |
| 営 業 外 費 用             |         |                  |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 1,073   | 1,073            |
| 経 常 利 益               |         | <b>99,031</b>    |
| 特 別 利 益               |         |                  |
| 特 別 損 失               |         |                  |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 15      | 15               |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | <b>99,016</b>    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,600  |                  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 7,526   | 21,126           |
| 当 期 純 利 益             |         | <b>77,890</b>    |

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |          |           |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 当 期 首 残 高           | 2,160,418 | 2,233,785 | 352,542  | 2,586,328 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |          |           |
| 別途積立金の積立            | —         | —         | —        | —         |
| 剰 余 金 の 配 当         | —         | —         | —        | —         |
| 当 期 純 利 益           | —         | —         | —        | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —         | —         | —        | —         |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —         | —         | 1,824    | 1,824     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —         | —         | —        | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —         | —         | 1,824    | 1,824     |
| 当 期 末 残 高           | 2,160,418 | 2,233,785 | 354,367  | 2,588,152 |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |          |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                     | 利 益 剰 余 金 |           |          | 自己株式      | 株主資本合計    |
|                     | 利益準備金     | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計  |           |           |
| 当 期 首 残 高           | 340,169   | 2,550,000 | 370,230  | 3,260,399 | △381,051  |
| 当 期 変 動 額           |           |           |          |           |           |
| 別途積立金の積立            | —         | 150,000   | △150,000 | —         | —         |
| 剰 余 金 の 配 当         | —         | —         | △83,157  | △83,157   | △83,157   |
| 当 期 純 利 益           | —         | —         | 77,890   | 77,890    | 77,890    |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —         | —         | —        | —         | △38       |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —         | —         | —        | —         | 10,051    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —         | —         | —        | —         | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —         | 150,000   | △155,266 | △5,266    | 8,188     |
| 当 期 末 残 高           | 340,169   | 2,700,000 | 214,963  | 3,255,132 | △372,863  |
|                     |           |           |          |           | 7,630,840 |

(単位：千円)

|                     | 評価・換算差額等     |              |            | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|--------------|------------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価金<br>差額 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高               | 1,180,423    | 58,010       | 1,238,434  | 8,864,528 |
| 当期変動額               |              |              |            |           |
| 別途積立金の積立            | —            | —            | —          | —         |
| 剰余金の配当              | —            | —            | —          | △83,157   |
| 当期純利益               | —            | —            | —          | 77,890    |
| 自己株式の取得             | —            | —            | —          | △38       |
| 自己株式の処分             | —            | —            | —          | 10,051    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 533,947      | —            | 533,947    | 533,947   |
| 当期変動額合計             | 533,947      | —            | 533,947    | 538,693   |
| 当期末残高               | 1,714,371    | 58,010       | 1,772,381  | 9,403,222 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

|                 |                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                                                   |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（住宅用建材他）

先入先出法に基づく原価法

〃（輸入アルミビレット・アルミ新地金・アルミ屑）移動平均法に基づく原価法

製品（住宅用建材他）

先入先出法に基づく原価法

原材料（アルミ形材他）

移動平均法に基づく原価法

〃（部品）

先入先出法に基づく原価法

仕掛品（住宅用建材他）

先入先出法に基づく原価法

（注）貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### (3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

|                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 機械及び装置                     | 法人税法に規定する耐用年数及び残存価額に基づく定率法 |
| 上記以外の有形固定資産                | 法人税法に規定する耐用年数及び残存価額に基づく定額法 |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  |

#### (4) 無形固定資産及び長期前払費用の減価償却の方法

無形固定資産

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法                        |
| ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |

長期前払費用

法人税法の規定に基づく均等償却

#### (5) 引当金の計上基準

##### 1. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

## 2. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

## 3. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

## 4. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

## 5. 製品保証引当金

将来の製品交換及び補修費用の支出に備えるため、個別案件に対して今後必要と見込まれる金額を計上しております。

### (6) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

### (7) ヘッジ会計の方法

#### (a) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理を採用しております。

#### (b) ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金等の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ等を利用してあります。

#### (c) ヘッジ方針

主として金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引を利用することを基本方針としております。

#### (d) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、事前に特例処理の条件に合致していることを確認しているため、事後の有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。翌期1年間の課税所得の見積額は、取締役会の承認を得た来期計画を基礎とし、過去の実績数値や計画の達成状況などと整合的に修正して算出しております。また、当該見積りにおいては、原材料価格の高騰等による影響を考慮しております。当該見積りは、将来の不確実な変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 114,936千円

## 4. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

製品別に分解した顧客との契約から認識した売上高並びにその他の源泉から認識した収益は次のとおりであります。

(単位：千円)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 新設戸建住宅用建材     | 7,065,628 |
| リフォーム用住宅建材    | 1,929,761 |
| その他           | 403,480   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,398,870 |
| その他の収益        | 20,191    |
| 外部顧客への売上高     | 9,419,062 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約残高

当社の契約残高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                   | 区分     | 当事業年度     |
|-------------------|--------|-----------|
| 顧客との契約から<br>生じた債権 | 受取手形   | 68,436    |
|                   | 電子記録債権 | 1,821,648 |
|                   | 売掛金    | 937,993   |
|                   | 貸倒引当金  | △2,403    |
|                   | 合計     | 2,825,674 |

## 5. 貸借対照表の注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 5,979,874千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,599,701千円 |
| 短期金銭債務 | 98,183千円    |
- (3) 事業年度末日満期手形及び電子記録債権  
事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形及び電子記録債権が、期末残高に含まれております。
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 電子記録債権            | 5,582千円   |
| 支払手形（設備関係支払手形を含む） | 148,634千円 |
- (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 6. 損益計算書の注記

- (1) 関係会社取引
- |           |             |
|-----------|-------------|
| 売 上 高     | 4,938,220千円 |
| 仕 入 高     | 1,154,619千円 |
| 受 取 配 当 金 | 64,182千円    |
- (2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 株主資本等変動計算書の注記

### (1) 発行済株式に関する事項

|      | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 11,912,515        | -                 | -                 | 11,912,515       |
| 合計   | 11,912,515        | -                 | -                 | 11,912,515       |

### (2) 自己株式に関する事項

|      | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 1,534,438         | 125               | 33,173            | 1,501,390        |
| 合計   | 1,534,438         | 125               | 33,173            | 1,501,390        |

増減数の内訳は、次のとおりであります。

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 単元未満株式の買取による増加       | 125株    |
| 譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 | 33,173株 |

### (3) 配当金に関する事項

#### 1. 配当金支払額

2023年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 41,512千円   |
| 1株当たり配当額 | 4円         |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

2023年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 41,645千円   |
| 1株当たり配当額 | 4円         |
| 基準日      | 2023年9月30日 |
| 効力発生日    | 2023年12月7日 |

#### 2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 41,644千円   |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4円         |
| 基準日      | 2024年3月31日 |
| 効力発生日    | 2024年6月28日 |

### (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 8. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 48,195千円 |
| 製品保証引当金   | 1,516    |
| 未払事業税     | 7,011    |
| 貸倒引当金     | 1,890    |
| 退職給付引当金   | 52,093   |
| 投資有価証券評価損 | 1,067    |
| 会員権評価損    | 2,867    |
| 減損損失      | 73,464   |
| 税務上の繰越欠損金 | 13,816   |
| その他の      | 18,955   |
| 小計        | 220,878  |
| 評価性引当額    | △105,942 |
| 合計        | 114,936  |

### 繰延税金負債

|                |          |
|----------------|----------|
| その他有価証券評価差額金   | △754,365 |
| 合計             | △754,365 |
| 繰延税金資産の純額（△負債） | △639,429 |

## 9. 金融商品の注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要が生じた場合には、銀行等金融機関から資金を調達する予定であります。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式等であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)     | 差額 |
|----------------|-----------------|-----------|----|
| 投資有価証券及び関係会社株式 |                 |           |    |
| その他有価証券        |                 |           |    |
| 株式等            | 3,607,946       | 3,607,946 | -  |

(\*) 「現金及び預金」、「受取手形、電子記録債権及び売掛金」、「支払手形（設備関係支払手形を含む）、電子記録債権及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

| 区分             | 時価        |      |      |           |
|----------------|-----------|------|------|-----------|
|                | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券及び関係会社株式 |           |      |      |           |
| その他有価証券        |           |      |      |           |
| 株式等            | 3,607,946 | -    | -    | 3,607,946 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券及び関係会社株式

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 10. 賃貸等不動産の注記

賃貸等不動産の注記については、重要性に乏しいため、記載しておりません。

## 11. 持分法損益等の注記

該当事項はありません。

## 12. 関連当事者との取引の注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

| 属性       | 会社等の名称   | 住所    | 資本金又は出資金       | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                 | 取引金額                   | 科目                   | 期末残高                           |
|----------|----------|-------|----------------|-----------|------------|-----------|-----------------------|------------------------|----------------------|--------------------------------|
| その他の関係会社 | 積水ハウス(株) | 大阪市北区 | 百万円<br>202,591 | 住宅メーカー    | 35.9%      | 当社製品の販売   | 住宅用建材製品の販売等<br>原材料の仕入 | 4,938,220<br>1,154,619 | 売掛金<br>電子記録債権<br>買掛金 | 386,532<br>1,213,168<br>98,183 |
|          |          |       |                |           |            |           |                       |                        |                      |                                |

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。取引条件的に劣ることはありません。

## 13. 1株当たり情報の注記

(1) 1株当たり純資産額 903円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円49銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 77,890千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 77,890千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | -千円      |
| 普通株式の期中平均株式数 | 10,402千株 |

## 14. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

アルメタックス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊東昌一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田秀樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルメタックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

アルメタックス株式会社 監査役会  
常勤監査役 山元秀和   
社外監査役 大西一嘉   
社外監査役 佐野俊之

以上

# 第60期株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、将来の事業展開に備え、内部留保の充実にも留意しながら、業績等を勘案し、株主の皆様に継続的かつ安定的な利益還元に努めていくことを基本方針としております。

この方針の下、当期の期末配当金につきましては1株につき4円とさせていただきたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき4円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき8円となります。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額41,644,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第60期期末配当金の支払開始日）

2024年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の強化を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                  | 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                    |
| 第 1 条～第 3 条（条文省略）<br><br>(機関の設置)<br>第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。                    | 第 1 条～第 3 条（現行どおり）<br><br>(機関の設置)<br>第 4 条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。                                                                                                       |
| 第 5 条（条文省略）<br><br>第 2 章 株 式                                                               | 第 5 条（現行どおり）<br><br>第 2 章 株 式                                                                                                                                                |
| 第 6 条～第 7 条（条文省略）<br><br>(株式取扱規則)<br>第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、 <u>取締役会において定める「株式取扱規則」</u> による。 | 第 6 条～第 7 条（現行どおり）<br><br>(株式取扱規則)<br>第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、 <u>法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める「株式取扱規則」</u> による。                                                                      |
| (株主名簿管理人)<br>第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>(新設)<br><br>(新設)                                    | (株主名簿管理人)<br>第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定める。</u><br>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 |

| 現 行 定 款                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 10 条 (条文省略)                                                                | 第 10 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第 3 章 株 主 総 会                                                                | 第 3 章 株 主 総 会                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第 11 条 ~ 第 17 条 (条文省略)                                                       | 第 11 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第 4 章 取締役及び取締役会                                                              | 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (員 数)<br>第 18 条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。<br>(新設)                           | (員 数)<br>第 18 条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。<br>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。                                                                                                                                                                                                                                       |
| (選 任)<br>第 19 条 (新設)                                                         | (選 任)<br>第 19 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。<br>2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>但し、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。                                                                                                                                              |
| (任 期)<br>第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>(新設) | (任 期)<br>第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。<br>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| (新設)                                                                         | (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役及び役付取締役)<br>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。<br>2. 取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。                                                                                                      | (代表取締役及び役付取締役)<br>第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。<br>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。                                                                          |
| (報酬等)<br>第 22 条 取締役の報酬、他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                               | (報酬等)<br>第 22 条 取締役の報酬、他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。                                                                                                                       |
| (取締役会)<br>第 23 条 取締役は取締役会を組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。<br>2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。<br>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。 | (取締役会)<br>第 23 条 取締役は取締役会を組織し、当会社の重要な業務執行を決定する。<br>2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。<br>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。 |
| (取締役会の招集者及び議長)<br>第 24 条 取締役会の招集者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。                                                                                                                                                                | (取締役会の招集者及び議長)<br>第 24 条 取締役会の招集者及び議長は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。                                                                                                                                    |
| (取締役会の招集)<br>第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。<br>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>(新設)                                                                                                                         | (取締役会の招集)<br>第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。<br>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 26 条 (条文省略)<br><br>(新設)                                                                                         | 第 26 条 (現行どおり)<br><br>(重要な業務執行の決定の委任)                                                                           |
| (議事録)<br>第 27 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。 | 第 27 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。<br><br>(議事録) |
| 第 5 章 監査役及び監査役会<br><br>(員 数)<br>第 28 条 当会社の監査役は、4名以内とする。                                                          | 第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。<br><br>(削除) |
| (選 任)<br>第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                          | (削除)                                                                                                            |
| (任 期)<br>第 30 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2. 補欠のため選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間と同一とする。      | (削除)                                                                                                            |
| (常勤監査役)<br>第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。                                                                        | (削除)                                                                                                            |
| (報酬等)<br>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて、定める。                                                                         | (削除)                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会)<br><u>第 33 条 監査役は全員で監査役会を組織し、監査に関する重要事項について協議、決議をする。</u><br>2. 監査役会に関する事項は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。       | (削除)                                                                          |
| (監査役会の招集者及び議長)<br><u>第 34 条 監査役会は議長がこれを招集する。</u><br>2. 監査役は互選により監査役会に議長をおく。<br>3. 議長に事故あるときは、あらかじめ監査役会で協議して決めた順序により、他の監査役がこれに当たる。 | (削除)                                                                          |
| (監査役会の招集)<br><u>第 35 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。</u><br>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                     | (削除)                                                                          |
| (決議の方法)<br><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。</u>                                                             | (削除)                                                                          |
| (議事録)<br><u>第 37 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。</u>                | (削除)                                                                          |
| (新設)                                                                                                                              | 第 5 章 監査等委員会                                                                  |
| (新設)                                                                                                                              | (常勤の監査等委員)<br><u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>             |
| (新設)                                                                                                                              | (監査等委員会規程)<br><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に</u><br/> <u>対して会日の3日前までに発する。</u><br/> <u>但し、緊急の必要があるときは、この期間</u><br/> <u>を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招</u><br/> <u>集の手続きを経ないで監査等委員会を開催す</u><br/> <u>ることができる。</u></p>                                                    |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><u>(決議の方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定め</u><br/> <u>がある場合を除き、監査等委員の過半数が出</u><br/> <u>席し、その過半数によってこれを決する。</u></p>                                                                                                                                                                        |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその</u><br/> <u>結果並びにその他法令に定める事項について</u><br/> <u>は、これを議事録に記載又は記録し、出席し</u><br/> <u>た監査等委員が、これに記名捺印又は電子署</u><br/> <u>名して、これを当会社に保存する。</u></p>                                                                                                           |
| 第 6 章 取締役、監査役の責任免除<br><br>(損害賠償責任の一部免除)<br>第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であつた者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。<br>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。<br>但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 | <p>第 6 章 取締役の責任免除<br/><br/>(損害賠償責任の一部免除)<br/>第 34 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。<br/>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。<br/>但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 7 章 計 算                                                                                                                                                                                              | 第 7 章 計 算                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p>(剩余金の配当)</p> <p>第 <u>40</u> 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(剩余金の配当)</p> <p>第 <u>36</u> 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剩余金の配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剩余金の配当を行うことができる。</p>                                                                                      |
| <p>第 <u>41</u> 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>42</u> 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                  | <p>第 <u>37</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 <u>38</u> 条 剩余金の配当に係る金銭の支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>附則</u><br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名     | 特に期待する知識・経験・能力 |    |    |            |            |           |
|-------|---------|----------------|----|----|------------|------------|-----------|
|       |         | 会社経営           | 営業 | 法務 | 生産技術<br>製造 | 技術開発<br>IT | 業界の<br>知見 |
| 1     | 村 治 俊 哉 | ○              | ○  |    | ○          |            | ○         |
| 2     | 濱 岡 峰 也 | ○              |    | ○  |            |            |           |
| 3     | 矢 田 肇   | ○              | ○  |    | ○          | ○          | ○         |
| 4     | 綱 島 甲 二 | ○              | ○  |    |            | ○          | ○         |

(\*) 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|-------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ムラ ジ トシ ャ<br>村 治 俊 哉<br>(1967年10月23日生)<br>(再 任) | <p>1994年6月 当社入社<br/>2014年4月 建材第一営業部長<br/>2014年7月 執行役員就任<br/>2017年6月 取締役兼常務執行役員就任<br/>2018年6月 取締役兼専務執行役員就任<br/>2018年6月 建材営業部門担当<br/>2019年4月 代表取締役社長兼社長執行役員就任（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由）<br/>生産部門・営業部門を中心とした経歴を持ち、特に営業部門の責任者として能力を発揮し、2017年に取締役に就任、2019年より代表取締役社長を務めております。その実績と経験を活かし、強力なリーダーシップで会社を牽引するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 48,356株            |

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2     | ハマ　　オカ　　ミネ　　ヤ<br>濱　岡　峰　也<br>(1955年11月6日生)<br>(再任) | <p>1987年4月 大阪弁護士会登録 清和法律事務所所属（現任）<br/>     2008年6月 阪神電気鉄道㈱社外監査役就任（現任）<br/>     2011年6月 ㈱アシックス社外取締役就任<br/>     2011年6月 日本電気硝子㈱社外監査役就任<br/>     2015年6月 当社取締役就任（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）<br/>     これまで、社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地に加え、社外役員を含む企業法務に関する豊富な経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。期待される役割としては、これらの経験を活かし、主に取締役会において内部統制の監督やチェックによる透明性の向上や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂くことがあります。</p>                                                                                                             | 一株          |
| 3     | ヤ　　ダ　　ハジメ<br>矢　田　　肇<br>(1956年11月10日生)<br>(再任)     | <p>2013年5月 当社入社<br/>     2013年6月 常務取締役就任<br/>     2013年6月 設計技術部門担当<br/>     2014年7月 取締役兼常務執行役員就任<br/>     2015年5月 生産部門担当兼滋賀工場長<br/>     2017年1月 生産部門担当<br/>     2018年6月 取締役兼専務執行役員就任<br/>     2019年4月 取締役兼副社長執行役員就任（現任）<br/>     2019年4月 営業・技術・生産管掌<br/>     2021年4月 新規事業推進、営業・技術部門担当<br/>     2023年4月 新規事業推進、営業・調達・技術部門担当<br/>     2023年6月 新規事業推進、技術、生産部門担当<br/>     2024年4月 生産・施工部門担当（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由）<br/>     2013年に取締役に就任し、営業・技術・生産部門を主に統括し、2019年より副社長執行役員を務めております。その実績と経験を活かし、当社の企業体质及び企業価値向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 39,637株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | ツナ シマ コウジ<br>瀬岡 峰也<br>(1975年1月9日生)<br>(再任) | <p>1995年4月 当社入社<br/>     2019年4月 建材第一営業部長<br/>     2020年10月 建材営業部長<br/>     2021年4月 執行役員就任<br/>     2021年4月 営業本部長<br/>     2023年4月 常務執行役員就任<br/>     2023年6月 取締役兼常務執行役員就任（現任）<br/>     2023年6月 営業、調達担当兼営業本部長<br/>     2024年4月 営業・技術開発部門担当兼営業本部長（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由）<br/>     生産部門と営業部門を中心とした経歴を持ち、営業部門の責任者として、2021年より執行役員を務めております。その実績と経験を活かし、当社の企業体質及び企業価値向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 13,554株     |

- （注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 濱岡峰也氏は、社外取締役候補者であり、阪神電気鉄道㈱の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。  
 3. 当社は濱岡峰也氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 4. 社外取締役候補者について  
     (1) 社外取締役に就任してからの年数  
         濱岡峰也氏は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。  
     (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について  
         該当事項はありません。  
     (3) 過去5年間の他の会社における不当な業務執行への対応等について  
         該当事項はありません。  
     (4) 社外取締役候補者との責任限定契約について  
         当社と濱岡峰也氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。同氏の選任が承認された場合、当社との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ヤマモトヒデカズ<br>山元秀和<br>(1957年1月10日生)<br>(新任) | <p>1980年3月 当社入社<br/>     2017年1月 滋賀工場長<br/>     2017年4月 執行役員就任<br/>     2019年4月 常務執行役員就任<br/>     2019年4月 生産本部長兼生産管理部長<br/>     2020年4月 生産本部長<br/>     2021年4月 生産・調達部門担当<br/>     2021年6月 取締役兼常務執行役員就任<br/>     2023年4月 生産部門担当<br/>     2023年6月 監査役就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>山元秀和氏は、これまで当社の取締役として、生産部門を中心に経営に関与しており、工場の業務改善や調達部門についても経験が豊富なうえ、監査役としての監査・監督業務に精通しております。これらの実績と経験を活かし、社会経済情勢の変化に応じて、当社の法令遵守体制並びに内部統制システムの充実を図ることを期待して、監査等委員である取締役候補者とするものであります。</p> | 14,004株     |

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2     | ワタ　　ベ　　ケン<br>渡　部　　健<br>(1956年1月28日生)<br>(新　任) | <p>1985年9月 監査法人太田哲三事務所所属（現 EY新日本有限公司責任監査法人）<br/>     1989年8月 公認会計士登録<br/>     2001年6月 同社所属（パートナー）<br/>     2007年6月 同社代表社員（シニアパートナー）就任<br/>     2018年6月 渡部健公認会計士事務所所属（現任）<br/>     2019年6月 当社取締役就任（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）<br/>     渡部健氏はこれまで、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として大手企業で長年会計監査を務められた経験を持ち、企業の業務に精通しており、その知識と経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。<br/>     期待される役割としては、これらの経験を活かし、主に取締役会において経営の監督や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂くことがあります。</p> | 一株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況<br>取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 佐野俊之<br>(1954年8月16日生)<br>(新任) | <p>1978年3月 僱アシックス入社<br/>     2008年6月 同社取締役法務部長就任<br/>     2009年4月 同社取締役管理統括部長就任<br/>     2011年4月 同社取締役常務執行役員管理統括部長就任<br/>     2012年4月 同社取締役常務執行役員グローバル法務コンプライアンス統括部長就任<br/>     2014年4月 同社取締役ジャパン事業担当グローバル法務コンプライアンス統括部管掌就任<br/>     2015年3月 同社取締役退任<br/>     2015年3月 アシックス商事㈱取締役管理本部、安全品質保証・CSR部担当就任<br/>     2016年3月 同社取締役退任<br/>     2016年11月 日精テクノロジー(株)嘱託監査役補佐就任<br/>     2017年2月 同社常勤監査役就任<br/>     2021年3月 同社常勤監査役退任<br/>     2022年6月 当社監査役就任（現任）</p> <p>（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）<br/>     佐野俊之氏は、これまで、取締役として直接会社の経営に関与された経験があり、企業法務や企業会計の経験が豊富であり、安全品質保証やCSRに関する経験も有していることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。<br/>     期待される役割としては、これらの経験を活かし、主に取締役会において経営の監督や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂くことがあります。</p> | 一株          |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 山元秀和氏は、本定時株主総会終了後に開催予定の監査等委員会において、常勤の監査等委員として選定される予定であります。  
 3. 当社と山元秀和氏、渡部健氏及び佐野俊之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。本議案が承認可決され、3氏が選任された場合は、当社は、3氏との間で上記契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
 4. 渡部健氏及び佐野俊之氏は、社外取締役候補者であります。  
 5. 当社は渡部健氏及び佐野俊之氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 6. 社外取締役候補者について  
     (1) 社外取締役に就任してからの年数  
         渡部健氏は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。また、佐野俊之氏は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。  
     (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について  
         該当事項はありません。  
     (3) 過去5年間の他の会社における不当な業務執行への対応等について  
         該当事項はありません。

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第43期定時株主総会において年額2億3千万円以内（うち社外取締役分3千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を移行前と同額の年額2億3千万円以内、そのうち社外取締役分につきましては、社外取締役の増員や今後の経営体制の強化も考慮して、年額3千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額4千万円以内とさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

**第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2021年6月29日開催の第57期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後も移行前と同様に、第5号議案でご承認いただく予定の報酬額（年額2億3千万円以内）の枠内にて、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。報酬支給の対象は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）とし、現在の対象取締役は3名で、第3号議案が原案どおり承認可決されると、対象取締役は同じく3名ありますが、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額については、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、移行前と同額の年額10百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分につきましては、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

**(1) 譲渡制限期間**

譲渡制限の解除は、対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失する日（以下、「退職日」という。）の後とし（以下、払込期日から譲渡制限の解除日までを「譲渡制限期間」という。）、対象取締役は、譲渡制限期間中、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限の解除条件

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達する場合、譲渡制限期間が経過した時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が経過した時点で譲渡制限を解除する。

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達しない場合、譲渡制限期間が経過した時点において、払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数を12で除した数に、対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

## (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間に対象取締役が当社の事業と競業する業務に従事する等の無償取得事由に該当して無償取得することを決定した本割当株式、譲渡制限期間が経過した時点において譲渡制限期間が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他の事項

上記のほか、本割当契約に関する事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### (ご参考)

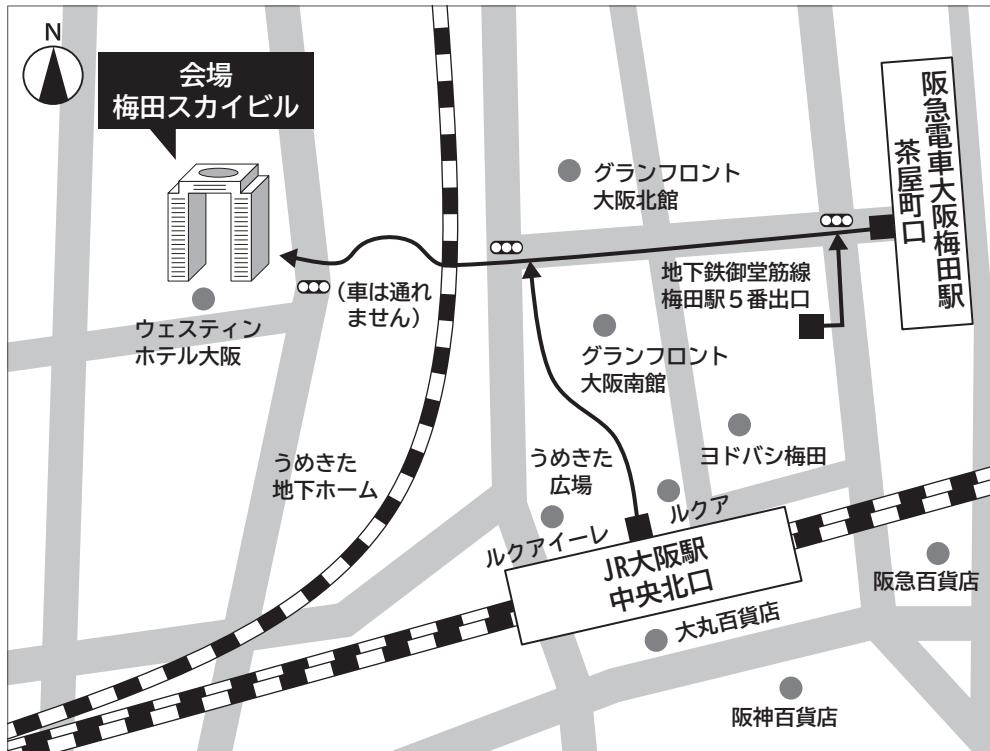
本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

<開催場所>

大阪市北区大淀中1丁目1番88号  
梅田スカイビル タワーイースト36階  
「スカイルーム1」



株主総会にご出席の株主様への、駐車場の準備はいたしておりません。  
また、お土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

